

市総務局人事部給与課長以下、市労組執行委員長以下との本交渉

## 令和4年10月20日（木曜日）大阪市役所労働組合（市労組）との交渉の議事録

（組合）

年末一時金要求について下記のとおり申し入れる。

### 申し入れ書

一時金が果たしている役割は、職員の生活実態からみても生活補填金としての性格はますます強くなっている。新型コロナウイルス感染症の影響はまだ続いており、様々な出費の増加や物価上昇により毎月の家計のやりくりは限界にきている。毎月の赤字の穴埋めとなる一時金に対する職員の期待は例年にも増して非常に大きくなっている。

私たちが行った一時金要求アンケートでは、苦しい生活実態や職場改善の声が寄せられており、要求している3.0ヶ月+100,000円は譲ることのできない最低限の内容である。

現場からは「コロナウイルス関連業務がまだまだ大変」「欠員状態が一向に解消されないまま放置されている」「物価が上昇する中、やり繰りが大変。最低、物価上昇分は増額してほしい」などの切実な声が寄せられている。市側の努力で疲弊する職員の生活を改善し、職員が安心して働くことのできる職場体制を確保することが、市民サービス向上と地域経済を活性化させることに繋がるものである。こうした視点に立ち、要求どおりの一時金が支給されることを求めるものである。

そのうえで何点か指摘しておきたい。

1点目は会計年度任用職員制度についてである。会計年度任用職員は令和2年度から導入された制度であるが、低い月額賃金の中、毎月の生活が苦しくなっていることを指摘してきた。勤務労働条件が悪いため、多くの所属で会計年度任用職員が欠員している状況が続いており、市民サービス低下に影響を及ぼしていることは明白である。人事委員会勧告・報告では、期末手当での増額が報告されている。一時金の増額を強く求めるものである。

2点目は、再任用職員についてである。フルタイム再任用職員からの本務職員と同等の支給を求める声は切実である。再任用職員も一般職員と同等の業務を行っており、同一労働同一賃金の観点から、一般職員と同等の一時金を支給すべきである。年金受給年齢の引き上げにともない定数内のフルタイム勤務となっているにもかかわらず、年齢によって一時金を減額するのは道理がない。定年年齢引き上げに伴い、今現在再任用として働いている職員の一時金も増額するべきである。

3点目は、人事評価制度による「相対評価」による一時金支給や定期昇給について差をつけるようなやり方については、毎年一刻も早く辞めるよう強く求めている。「下位評価」と

なった職員などからは、モチベーションの低下や職場のチームワークの破壊を引き起こしていることは、当局が職員に行っているアンケート結果からみても明らかであり、百害あって一利ない職員・市民を不幸にする人事評価制度は辞めるべきである。

4点目は、ケア労働者の処遇改善についてである。他の職種と比べて著しく低い処遇に置かれているケア労働者の処遇改善は労働者全体の賃上げにもつながる大きな景気対策でもある。全国平均と比較しても景気低迷が長く続く大阪市においてはこの事業を積極的に活用していくことが求められるので、一刻も早くこの事業を実施するよう求める。

申し入れている内容は、職員の生活実態を改善すること、職員が市民のために働きがいのもてる職場とするために必要なものである。さらに、大阪の景気回復にも貢献するものと認識している。職員が一丸となって市民サービスが充実した大阪市をつくるためにも、要求の趣旨を十分踏まえ、市側としての自主性、主体性を持った検討をおこなうことを強く要請するものである。

(市)

ただ今、委員長から本年度の年末手当に関する申し入れを受けたところであるが、私どもも年末手当は職員の生活だけでなく勤務意欲向上のためにも重要な課題であると認識している。

ただ今の要求については今後、慎重に検討して参り、ご提案のとおり市労組連との交渉としたいと考えているので、よろしく願います。

(組合)

後の確定でも言わせていただくが、やはり今年、会計年度任用職員の分について、これまで引き上げるときは勤勉であって、引き下げるときは期末手当ということで、正規と会計年度では差が広がるということを指摘してきており、今年は大阪市人事委員会の方が画期的に期末手当で引き上げると言うことを言っているので、是非ともこれは実現していただきたい。本当にもう切実。あと和歌山県が今のところ、同じように月数は言っていないが期末手当を引き上げると言う勧告をされている。大阪市は月数まで言って勧告されているのだから。これは本当に会計年度任用職員の方々にとっては切実な問題であるので、絶対に実現していただきたいということと、再任用職員についても、再任用職員の要綱にも本格業務に就かせるということなので、それならば、正規という同じ支給月数を支給すべきだというふうに思うのでそこも検討をお願いしたい。